

運営規定

サービス付き高齢者向け住宅 貴族の架け橋

(事業の目的)

第1条 事業所は、「旭川市設置運営指導指針」等に基づき、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者に対して良好な生活環境を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、入居者の習慣、希望を前提とした対応を心掛ける。
必要に応じた生活支援サービスを提供し、その方らしい暮らしや尊厳を尊重できる質の高いサービスを提供する。
事業所は、入居者が介護や医療を必要とする場合は円滑に介護サービスや医療サービスを利用できるよう、介護事業所や医療機関と連携を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：サービス付き高齢者向け住宅 「貴族の架け橋」

(2) 所在地：〒 070-0030

旭川市宮下通11丁目3-1

おもてなし館 内

TEL 0166-26-6701

FAX 0166-26-0317

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長）1名（常勤）

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されるサービス付き高齢者向け住宅の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名（常勤）

生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。

(3) 介護職員 介護福祉士1名以上(常勤・非常勤)
介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(4) 事務員 1名(常勤)
必要な事務作業を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の入居定員は、合計72名とする。
居室数は、66室とする うち6室は、夫婦部屋とする。

(利用できるサービス内容)

第6条 次のサービスを提供する。

- (1) 生活支援サービス
安否確認、緊急時対応、行事等の案内、生活相談
- (2) オプションサービス
Aプラン・Bプラン・Cプランを用意している。
サービス内容と金額については、それぞれ異なる。
(入居のしおりに内容記載)
- (3) 食事提供サービス
朝食、昼食、夕食を提供する。
朝食：410円 昼食：570円 夕食：570円
- (4) 有料サービス
通院同行、買い物同行、配膳下膳など
オプションサービスに入られていない方で必要時30分以内700円で職員が対応する。

(賃料)

第7条 毎月の請求による月払い方式とする。
月途中の入居の場合は、入居予定の居室を使用した日(入居開始又は荷物の持ち込みの早いほう)を起算日としその月の末日までの日数を当月の入居日数として日割り計算する。
退去の場合、その月の1日を起算日とし居室の明け渡しまでの日数を当月の日数

として日割り計算する。

(衛生管理)

第8条 施設、施設設備及び備品又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は、蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居に当たっては、入居費用やサービスの内容など事前に説明し、重要事項説明を交付して説明を行い、契約を文章により締結するものとする。

(緊急時における対処方法)

第10条 従業者は、入居者の特変、病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる事とともに管理者へ報告する。

施設内で事故が発生した場合は、当該入居者の家族、ケアマネジャー等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 従業者は、非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者を定め年 2 回の定期的な避難、他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、事業者は相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守した適切な取り扱いに努めるものとする。

以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供、取り扱いを委託する事はありません。

- ① 入居者様の事前の承諾を得た場合
- ② 業務委託事業所に対して、入居者様に明示した利用目的の達成のために必要な範囲で個人情報等の取り扱いを委託する場合。
- ③ 法令の定めにより提供を求められた場合

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、入居者の人権擁護・虐待防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置については細則に従って対処を行うものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由を説明同意を得たうえで行う。「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書」

緊急やむを得なかった理由、時間、期間などを記録し定期的な見直しの際の資料とする。

連帯保証人・監督機関等の指示等がある場合は、これを開示する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修機会を設け、業務体制についても検証、整備する。

- (1) 入社時研修、定期研修の開催
- (2) 感染予防研修（毎月行う）
 1. 従業者は、業務上知り得た入居者または、その家族の秘密を守るものとする。
 2. 従業者は、従業者でなくなった後においても利用者または、その家族の秘密を守るものとする。
 3. 事業所は、個人記録などの記録を整備し5年間保管するものとする。
 4. この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、株式会社ドリーム企画の協議に基づいて定めるものとする。

(各部署との協力体制、連携)

第17条 職員の急な欠勤時や感染症など人員配置が難しい場合など、おもてなし館のサ高住、訪問介護、訪問看護、デイサービスの各事業所と協力と連携を図り、入居者に不利益が及ばないようにする。

(利益供与の禁止)

第18条 事業所及びその従業員は、入居者にサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(附則)

この規定は、令和5年11月1日から施行する。